

山梨県公報

第百十八号

令和二年

八月六日

木曜日

目次

公 告

- 採石業務管理者試験の実施……………四一五
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………四一五
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出……………四一六
- 開発行為に関する工事の完了について……………四一七
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………四一八
- 開発行為に関する工事の完了について……………四一八
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………四一八

公 告

● 採石業務管理者試験の実施

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和二年八月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 試験日時 令和二年十月九日(金) 午前十時から正午まで
- 二 試験場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館四〇七会議室
- 三 受験資格 年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。
- 四 試験科目 次に掲げる科目について筆記試験を行う。
 - 1 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)
 - 2 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項
- 五 受験手続
 - 1 提出書類
 - (一) 受験願書

(二) 採石業務管理者試験受験票(控)及び採石業務管理者試験受験票(採石業務管理者試験受験票(控)には写真(受験願書提出前六月以内に撮影した縦四センチメートルかつ横三センチメートル、無帽、正面上半身像のものであって、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)一枚をのり付けすること。)

- 2 受験手数料 八千円(受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。)

六 受験願書受付期間 令和二年九月十六日(水)から同月三十日(水)までの山梨県の休日を含め定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時までとする。ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものは有効とする。

- 七 受験願書の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県森林環境部森林整備課
- 八 合格者の発表 令和二年十月三十日(金)に山梨県防災新館東側掲示板及び山梨県のホームページにおいて合格者の受験番号を発表するとともに、合格者に通知する。
- 九 その他

- 1 試験当日持参する物
 - (一) 採石業務管理者試験受験票
 - (二) 筆記用具
- 2 不明な点については、山梨県森林環境部森林整備課(電話〇五五―二二三―一六四五)に問い合わせること。

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和二年八月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあっては 代表者の氏名	住所
株式会社クスのアオキ 代表取締役 青木宏憲	石川県白山市松本町二千五百十二番地

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 クスリのアオキ石和広瀬店
 - (二) 所在地 山梨県笛吹市石和町広瀬字不二塚町千三百七十四番十五外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	住所
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲	石川県白山市松本町二千五百十二番地

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 令和三年三月二十三日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千三百八十三平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (一) 駐車場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 五十三台
 - (二) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 二十三台
 - (三) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 面積 十一平方メートル
 - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 容量 十三立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社クスリのアオキ	午前九時	午後十時

- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時三十分まで
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (1) 数 三箇所
 - (2) 位置 届出の図面のとおり
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで
- 三 届出年月日 令和二年七月二十二日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和二年十二月七日まで

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
 令和二年八月六日

一 届出者 山梨県知事 長 崎 幸太郎

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	住所
DCMくろがねや株式会社 代表取締役 赤井幹雄	山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄	北海道札幌市北区新琴似七条二丁目二番三十九号

- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 くろがねや田富モール
 - (二) 所在地 山梨県中央市山之神字流通団地三千三十三番五外

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	七千五平方メートル	九千五百二十五平方メートル
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 四百三十八台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 二百九十一台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 百台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 五十五台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出の図面のとおり 面積 百四十平方メートル	位置 届出の図面のとおり 面積 百五十九平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出の図面のとおり 容量 三十五立方メートル	位置 届出の図面のとおり 容量 六十一立方メートル
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	次の各号に掲げる小売業を行う者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 DCMくろがねや株式会社 社 イ 開店時刻 午前八時 閉店時刻 午後八時 二 その他(未定) イ 開店時刻 午前八時 閉店時刻 翌午前零時	次の各号に掲げる小売業を行う者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 DCMくろがねや株式会社 社 イ 開店時刻 午前八時 閉店時刻 午後八時 二 株式会社ニトリ イ 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 駐車場①	次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 駐車場

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	<p>イ 位置 届出の図面のとおり</p> <p>ロ 利用することができる時間帯 午前七時三十分から翌午前零時三十分まで</p> <p>二 駐車場②</p> <p>イ 位置 届出の図面のとおり</p> <p>ロ 利用することができる時間帯 午前七時三十分から午後八時三十分まで</p>	<p>イ 位置 届出の図面のとおり</p> <p>ロ 利用することができる時間帯 午前七時三十分から午後九時三十分まで</p>
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	<p>次の各号に掲げる荷さばき施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり</p> <p>一 荷さばき施設①から③まで</p> <p>イ 位置 届出の図面のとおり</p> <p>ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで</p>	<p>次の各号に掲げる荷さばき施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり</p> <p>一 荷さばき施設①及び②</p> <p>イ 位置 届出の図面のとおり</p> <p>ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで</p>

- 3 変更する年月日 令和三年三月二十三日
- 三 届出年月日 令和二年七月二十二日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和二年十二月七日まで

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和二年八月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 北杜市白州町鳥原字向林二千九百十三番の二の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

住所	氏名
山梨県北杜市白州町鳥原二千九百十三番の一	サントリースピリッツ株式会社 白州蒸溜所 工場 長 小野武
山梨県北杜市白州町鳥原二千九百十三番の一	サントリープロダクツ株式会社 天然水南アルプス 白州工場 工場長 塚本祐二

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和二年八月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 西八代郡市川三郷町市川大門字坂本百九十五の一、二百二十五の五、二百二十八の五、二百三十四の三及び二百六十二の三並びに水、道の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路 公園 消火栓用地 ゴミ置場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡南建設事務所及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市善光寺一丁目十八番二十二号 こばやし不動産 代表 小林誠

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年八月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市上暮地五丁目五千八百八十七番一、五千八百八十八番、五千八百八十九番、五千九百九十一番、五千九百九十一番二の一部及び五千九百九十一番三の一部の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都杉並区松庵一丁目三番十四号 ナメカワアルミ株式会社 代表取締役 滑川幸孝

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和二年八月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町勝山中白木二千九百六十三番一、二千九百六十三番三、二千九百六十四番一、二千九百六十四番三及び二千九百六十六番一並びに字上白木二千九百九十三番一、二千九百九十三番三及び二千九百九十三番四の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡鳴沢村五千六十一番地 社会福祉法人永寿会 理事長 鷹野吉章